

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第1～第5（略）</p> <p>第6 発電施設における固定価格買取制度との調整等</p> <p>1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良区連合が<u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u>（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け26農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第7 その他</p> <p><u>1 第3及び別紙1から別紙5までの規定に基づき作成及び保管すべき書類のうち、電磁的記録により作成及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。</u></p> <p><u>2 別紙1の別表1の区分1の事業、別紙3の事業（第10の表の事業実施計画策定及び農機具等導入のうち牧場用機械施設整備を除く。）並びに別紙5の別表1の区分1の（1）から（6）までの事業及び区分2の（1）から（10）までの事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。</u></p> <p><u>3 2に規定する事業以外の事業により盛土・切土等の施工を行うとき又は2の場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。</u></p>	<p>第1～第5（略）</p> <p>第6 発電施設における固定価格買取制度との調整等</p> <p>1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良区連合が<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u>（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け26農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第7 その他</p> <p>第3及び別紙1から別紙5までの規定に基づき作成及び保管すべき書類のうち、電磁的記録により作成及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
<p>（様式1）～（様式4）（略）</p>	<p>（様式1）～（様式4）（略）</p>

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第7の改正規定は、令和5年5月26日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領別紙1の第3の2（2）の規定により実施されている中山間地域型について、令和3年度以前に採択され、令和5年度以降も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知による改正前の本要領別紙1の第2の3（5）及び別紙5の第9の3（1）のイに規定されている中心経営体については、令和7年3月31日までの間、なお従前の例によることができるものとする。
- 4 この通知による改正後の本要領別紙2に規定する実施計画等策定事業を、別紙2第5の1（3）に規定するスマート農業に取り組む地区において実施しようとする場合又は別紙2第5の2に規定する実施時期において換地等調整事業を実施しようとする場合、別紙2第6の1の事業採択申請書等の提出期限は、別紙2第6の1の規定にかかわらず、令和5年10月末日までとする。
- 5 この通知による改正後の本要領別紙5の定額単価については、令和5年度当初予算以降の予算に係る国の交付に関するものについて適用し、令和4年度当初予算以前の予算に係る国の交付に関するものについては、なお従前の例による。

改 正 後	現 行
<p>別紙1（農地整備事業に係る運用）</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 定義</p> <p>本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 担い手 次に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体をいう。なお、それぞれの地域の実情を勘案（市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）における営農類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。）できるものとする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p><u>(5) 地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第19条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織）、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者。以下「中心経営体」という。）であること。</u></p> <p>(6)（略）</p> <p>4・5（略）</p>	<p>別紙1（農地整備事業に係る運用）</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 定義</p> <p>本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 担い手 次に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体をいう。なお、それぞれの地域の実情を勘案（市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）における営農類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。）できるものとする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p><u>(5) 人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第2に定める人・農地プラン（人・農地要綱の人・農地問題解決加速化支援事業を利用せずに同要綱に準じて作成したものを含む。）、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「実質化人・農地プラン通知」という。）2の(1)に定める実質化された人・農地プラン（実質化人・農地プラン通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン、実質化人・農地プラン通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。）をいう。）及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。）において地域の中心となる経営体（以下「中心経営体」という。）に位置づけられていること。</u></p> <p>(6)（略）</p> <p>4・5（略）</p>

### 第3 事業の内容

農地整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。

1～4 (略)

5 共通事項

(1) 埋蔵文化財調査事業(別表1の区分の欄の2の(5)の事業をいう。以下同じ。)

埋蔵文化財調査事業とは、別表1の区分の欄の1の(3)から(7)までに掲げる事業又はこれと併せて行うことにより事業の効率が高められる別表1の区分の欄の1の(1)及び(2)に掲げる事業の区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業であること。

(2)～(4) (略)

第4 (略)

### 第5 採択要件

農地整備事業に係る要綱第6の1の農村振興局長等が別に定める要件は、次に定めるとおりとする。

1 経営体育成型

(1)～(5) (略)

(6) 区画整理事業(生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)の事業をいう。)によって形成されるほ場のうち原則としてその区画の面積が30アール(第2の4の(1)、(3)、(5)及び(8)に規定する地域において行うものにあつては、20アール。)以上であるものの面積の合計が当該区画整理事業を行う面積のおおむね2/3以上であること。

ただし、自然的、経済的条件等を勘案してやむを得ないと認められる区域(次のいずれかに該当する区域)については、その区域の面積を区画整理事業を行う面積から除外して計算することができる。また、高付加価値農業施設移転等事業(別表1の区分の欄の2の事業種類の欄の(2)の高付加価値農業施設移転等事業をいう。以下同じ。)を実施し、高付加価値農業の振興を図る場合にあつては、上記にかかわらず、地域の実情に即したほ場区画の規模及び形状となるよう考慮するものとする。

ア～エ (略)

(7) (略)

### 第3 事業の内容

農地整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。

1～4 (略)

5 共通事項

(新設)

(1)～(3) (略)

第4 (略)

### 第5 採択要件

農地整備事業に係る要綱第6の1の農村振興局長等が別に定める要件は、次に定めるとおりとする。

1 経営体育成型

(1)～(5) (略)

(6) 区画整理事業(生産基盤整備事業の事業種類の欄の(5)の事業をいう。)によって形成されるほ場のうち原則としてその区画の面積が30アール(第2の4の(1)、(3)、(5)及び(8)に規定する地域において行うものにあつては、20アール。)以上であるものの面積の合計が当該区画整理事業を行う面積のおおむね2/3以上であること。

ただし、自然的、経済的条件等を勘案してやむを得ないと認められる区域(次のいずれかに該当する区域)については、その区域の面積を区画整理事業を行う面積から除外して計算することができる。また、高付加価値農業施設移転等事業(別表1の区分の欄の2の事業種類の欄の(2)の高付加価値農業施設移転等事業をいう。以下同じ。)を実施し、高付加価値農業の振興を図る場合にあつては、上記にかかわらず、地域の実情に即したほ場区画の規模及び形状となるよう考慮するものとする。

ア～エ (略)

(7) (略)

2～4 (略)

第6～第11 (略)

別記 (略)

2～4 (略)

第6～第11 (略)

別記 (略)

## 別表 1

区分	事業種類	事業内容	備考
1 (略)	(略)	(略)	
2 農業生産基盤整備附帯事業	(1)～(4) (略) <u>(5) 埋蔵文化財調査事業</u>	(略) <u>事業区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業</u>	
3～5 (略)	(略)	(略)	(略)

別表 2・別表 3 (略)  
別記様式第 1 号～別記様式第 6 号 (略)

別記様式第 7 号

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあつては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

基盤整備関連経営体育成等促進計画及び農業経営高度化計画  
達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農村振興局長・生産局長通知）別紙 1 第 9 の 1 の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

## 別表 1

区分	事業種類	事業内容	備考
1 (略)	(略)	(略)	
2 農業生産基盤整備附帯事業	(1)～(4) (略) <u>(新設)</u>	(略) <u>(新設)</u>	
3～5 (略)	(略)	(略)	(略)

別表 2・別表 3 (略)  
別記様式第 1 号～別記様式第 6 号 (略)

別記様式第 7 号

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあつては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

基盤整備関連経営体育成等促進計画及び農業経営高度化計画  
達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農村振興局長・生産局長通知）別紙 1 第 9 の 1 の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 (略)

2 事業達成状況

(1) 農地利用集積の実績

ア (略)

イ 中心経営体への農地集積・集約化の実績

区分	農用地面積 (ha)	中心経営体の 利用集積面積 (ha)	中心経営体 の所有面積 (ha)	中心経営体 の使用収益 権面積 (ha)	中心経営体 の基幹3作 業受託面積 (ha)	中心経営体 の集約化面積 (ha)	中心経営体 集積率 (%)	中心経営体 利用集積面 積に占める 集約化率 (%)	助成割合 (%)
事業実施前									
計画	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
○年度まで									

計画 上段 ( ) : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 促進計画目標年度

記

1 (略)

2 事業達成状況

(1) 農地利用集積の実績

ア (略)

イ 中心経営体への農地集積・集約化の実績

区分	農用地面積 (ha)	中心経営体の 利用集積面積 (ha)	中心経営体 の所有面積 (ha)	中心経営体 の使用収益 権面積 (ha)	中心経営体 の基幹3作 業受託面積 (ha)	中心経営体 の集約化面積 (ha)	中心経営体 集積率 (%)	中心経営体 利用集積面 積に占める 集約化率 (%)	助成割合 (%)
事業実施前									
計画									
○○年度まで									

上段 ( ) : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 促進計画目標年度

ウ (略)

(2) (略)

(3) 担い手育成の実績

区分	農業者		農地所有 適格法人		生産組織	特定農業 団体等	その他 法人	今後 育成すべき 農業者
	うち 認定農業者	うち 認定農業者	人数	法人数				
	人数	人数	法人数	法人数	組織数	団体数	法人数	人数等
事業実施前								
1年度目								
2年度目								
3年度目								
4年度目								
5年度目								
計画	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
実績 (〇〇年度まで)								

計画 上段 ( ) : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 促進計画目標年度

3 (略)

別記様式第8号

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあつては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

ウ (略)

(2) (略)

(3) 担い手育成の実績

区分	農業者		農地所有 適格法人		生産組織	特定農業 団体等	その他 法人	今後 育成すべき 農業者
	うち 認定農業者	うち 認定農業者	人数	法人数				
	人数	人数	法人数	法人数	組織数	団体数	法人数	人数等
事業実施前								
1年度目								
2年度目								
3年度目								
4年度目								
5年度目								
計画時								
目標								
実績 (〇〇年度まで)								

(新設)

3 (略)

別記様式第8号

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあつては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名



基盤整備関連経営体育成等促進計画

達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1第9の1の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 (略)

2 事業達成状況

(1) 農地利用集積の実績

ア (略)

イ 中心経営体への農地集積・集約化の実績

区分	農用地面積 (ha)	中心経営体の 利用集積面積 (ha)	中心経営体 の所有面積 (ha)	中心経営体 の使用収益 権面積 (ha)	中心経営体 の基幹3作 業受託面積 (ha)	中心経営体 の集約化面積 (ha)	中心経営体 集積率 (%)	中心経営体 利用集積面 積に占める 集約化率 (%)	助成割合 (%)
事業実施前									
計画	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
〇〇年度まで									

計画 上段 ( ) : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 促進計画目標年度

基盤整備関連経営体育成等促進計画

達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1第9の1の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 (略)

2 事業達成状況

(1) 農地利用集積の実績

ア (略)

イ 中心経営体への農地集積・集約化の実績

区分	農用地面積 (ha)	中心経営体の 利用集積面積 (ha)	中心経営体 の所有面積 (ha)	中心経営体 の使用収益 権面積 (ha)	中心経営体 の基幹3作 業受託面積 (ha)	中心経営体 の集約化面積 (ha)	中心経営体 集積率 (%)	中心経営体 利用集積面 積に占める 集約化率 (%)	助成割合 (%)
事業実施前									
計画									
〇〇年度まで									

上段 ( ) : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 促進計画目標年度

ウ (略)

(2) (略)

3 (略)

(参考) (略)

別記様式第9号

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

基盤整備関連経営体育成等促進計画  
達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1第9の1の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

ウ (略)

(2) (略)

3 (略)

(参考) (略)

別記様式第9号

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

基盤整備関連経営体育成等促進計画  
達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1第9の1の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 (略)

2 事業達成状況

(1) 農地利用集積の実績

ア 担い手への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 A (ha)	農地所有 適格法人等の 利用集積面積 B=C+D+E (ha)	農地所有	農地所有	農地所有	農用地面積に 占める 農地所有 適格法人等の 利用集積率 B/A (%)
			適格法人等の 所有面積 C (ha)	適格法人等の 使用収益権面積 D (ha)	適格法人等の 基幹3作業 受託面積 E (ha)	
事業実施前						
計画	( )	( )	( )	( )	( )	( )
〇〇年度まで						

計画 上段 ( ) : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 促進計画目標年度  
注 (略)

イ 中心経営体への農地集積・集約化の実績

区分	農用地面積 (ha) A	中心経営体の 利用集積面積 (ha) B=C+D+E	中心経営体	中心経営体	中心経営体	中心経営体の 集約化面積 (ha) F	中心経営体	中心経営体	助成割合 (%)
			の所有面積 (ha) C	の使用収益 権面積 (ha) D	の基幹3作 業受託面積 (ha) E		集積率 (%) B/A	利用集積面 積に占める 集約化率 (%) F/B	
事業実施前									
計画	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
〇〇年度まで									

計画 上段 ( ) : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 促進計画目標年度

1 (略)

2 事業達成状況

(1) 農地利用集積の実績

ア 担い手への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 A (ha)	農地所有 適格法人等の 利用集積面積 B=C+D+E (ha)	農地所有	農地所有	農地所有	農用地面積に 占める 農地所有 適格法人等の 利用集積率 B/A (%)
			適格法人等の 所有面積 C (ha)	適格法人等の 使用収益権面積 D (ha)	適格法人等の 基幹3作業 受託面積 E (ha)	
事業実施前						
計画	( )	( )	( )	( )	( )	( )
〇〇年度まで						

上段 ( ) : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 促進計画目標年度  
注 (略)

イ 中心経営体への農地集積・集約化の実績

区分	農用地面積 (ha) A	中心経営体の 利用集積面積 (ha) B=C+D+E	中心経営体	中心経営体	中心経営体	中心経営体の 集約化面積 (ha) F	中心経営体	中心経営体	助成割合 (%)
			の所有面積 (ha) C	の使用収益 権面積 (ha) D	の基幹3作 業受託面積 (ha) E		集積率 (%) B/A	利用集積面 積に占める 集約化率 (%) F/B	
事業実施前									
計画									
〇〇年度まで									

上段 ( ) : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 促進計画目標年度

ウ (略)

(2) (略)

(3) 経営所得安定対策加入経営体育成の実績

区分	個別農業者 (人)	農地所有適格法人等①		農地所有適格法人等②		集落営農組織 (組織数)
		(法人数)	うち特定農業法人	(法人数)	うち特定農業法人	
事業実施前						
計画時	( )	( )	( )	( )	( )	( )
実績 (〇年度まで)						

計画 上段 ( ): 生産基盤整備事業等の完了時、下段: 促進計画目標年度

3 (略)

別記様式第 10 号

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあっては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

ウ (略)

(2) (略)

(3) 経営所得安定対策加入経営体育成の実績

区分	個別農業者 (人)	農地所有適格法人等①		農地所有適格法人等②		集落営農組織 (組織数)
		(法人数)	うち特定農業法人	(法人数)	うち特定農業法人	
計画時						
完了時						
目標年度						
実績 (〇年度まで)						

(新設)

3 (略)

別記様式第 10 号

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあっては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1第9の2の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 (略)

2 生産基盤整備事業等の達成状況

(1) 担い手への農地利用集積の実績

区分	農用地面積	担い手の 集約化面積	担い手の所有面積 のうち 集約化面積	担い手の 使用収益権面積 のうち 集約化面積	担い手の 基幹3作業 受託面積 のうち 集約化面積	農用地面積に 占める担い手の 集約化率
	A		C	D	E	
事業実施前						
計画	( )	( )	( )	( )	( )	( )
〇〇年度まで						

計画 上段 ( ) : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 促進計画目標年度

(2) (略)

(3) 担い手育成の実績

達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1第9の2の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 (略)

2 生産基盤整備事業等の達成状況

(1) 担い手への農地利用集積の実績

区分	農用地面積	担い手の 集約化面積	担い手の所有面積 のうち 集約化面積	担い手の 使用収益権面積 のうち 集約化面積	担い手の 基幹3作業 受託面積 のうち 集約化面積	農用地面積に 占める担い手の 集約化率
	A		C	D	E	
事業実施前						
計画	( )	( )	( )	( )	( )	( )
〇〇年度まで						

上段 ( ) : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 促進計画目標年度

(2) (略)

(3) 担い手育成の実績

区分	農業者	うち 認定農業者	農地所有 適格法人	うち 認定農業者	生産組織	特定農業 団体等	その他 法人	今後 育成すべき 農業者
	人数	人数	法人数	法人数	組織数	団体数	法人数	人数等
事業実施前								
計画	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
実績 (〇〇年度まで)								

計画 上段 ( ) : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 促進計画目標年度

3 (略)

別記様式第 11 号

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農村振興局長・生産局長通知）別紙 1 第 9 の 2 の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

区分	農業者	うち 認定農業者	農地所有 適格法人	うち 認定農業者	生産組織	特定農業 団体等	その他 法人	今後 育成すべき 農業者
	人数	人数	法人数	法人数	組織数	団体数	法人数	人数等
計画時								
目標								
実績 (〇〇年度まで)								

(新設)

3 (略)

別記様式第 11 号

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農村振興局長・生産局長通知）別紙 1 第 9 の 2 の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

- 1 (略)
- 2 生産基盤整備事業等の達成状況
  - (1) 担い手への農用地集約化の実績

区分	農用地面積 A (ha)	担い手の 集約化面積 B = C + D + E (ha)	担い手の所有面積 のうち 集約化面積	担い手の 使用収益権面積 のうち 集約化面積	担い手の 基幹3作業 受託面積 のうち 集約化面積	農用地面積に 占める担い手の 集約化率 B/A (%)
			C (ha)	D (ha)	E (ha)	
事業実施前						
計画	( )	( )	( )	( )	( )	( )
〇〇年度まで						

計画 上段 ( ) : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 促進計画目標年度

- (2) (略)
- 3 (略)

別記様式第12号

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあっては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長  
 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

記

- 1 (略)
- 2 生産基盤整備事業等の達成状況
  - (1) 担い手への農用地集約化の実績

区分	農用地面積 A (ha)	担い手の 集約化面積 B = C + D + E (ha)	担い手の所有面積 のうち 集約化面積	担い手の 使用収益権面積 のうち 集約化面積	担い手の 基幹3作業 受託面積 のうち 集約化面積	農用地面積に 占める担い手の 集約化率 B/A (%)
			C (ha)	D (ha)	E (ha)	
事業実施前						
計画	( )	( )	( )	( )	( )	( )
〇〇年度まで						

上段 ( ) : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 促進計画目標年度

- (2) (略)
- 3 (略)

別記様式第12号

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあっては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長  
 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1第9の2の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

- 1 (略)
- 2 生産基盤整備事業等の達成状況
  - (1) 農地所有適格法人等への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 A	農地所有 適格法人等 の数	農地所有 適格法人等 の 集約化面積 B = C + D + E	農地所有 適格法人等 の 所有面積 C	農地所有 適格法人等 の 使用収益権面 積 D	農地所有 適格法人等 の 基幹3作業 受託面積 E	農用地面積 に占める 農地所有 適格法人等 の利用集積 率 B/A
							(%)
事業実施前							
計画	( )	<u>( )</u>	( )	( )	( )	( )	( )
〇〇年度まで							

都道府県知事名

達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1第9の2の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

- 1 (略)
- 2 生産基盤整備事業等の達成状況
  - (1) 農地所有適格法人等への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 A	農地所有 適格法人等 の数	農地所有 適格法人等 の 集約化面積 B = C + D + E	農地所有 適格法人等 の 所有面積 C	農地所有 適格法人等 の 使用収益権面 積 D	農地所有 適格法人等 の 基幹3作業 受託面積 E	農用地面積 に占める 農地所有 適格法人等 の利用集積 率 B/A
							(%)
事業実施前							
計画	( )		( )	( )	( )	( )	( )
〇〇年度まで							



計画 上段（ ）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度  
注1・注2 （略）

(2) (略)

3 (略)

別記様式第13号 (略)

別記様式第14号

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては、農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

事業実施主体名

●●地区における水田貯留機能向上計画

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1第6の7の規定に基づき、下記のとおり水田貯留機能向上計画を策定しましたので報告します。

記

上段（ ）：生産基盤整備事業等の完了時、下段：促進計画目標年度  
注1・注2 （略）

(2) (略)

3 (略)

別記様式第13号 (略)

別記様式第14号

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては、農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

事業実施主体名

●●地区における水田貯留機能向上計画

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長通知）別紙1第6の7の規定に基づき、下記のとおり水田貯留機能向上計画を策定しましたので報告します。

記

1 (略)

2 水田貯留機能向上計画の内容

(1) (略)

(2) 水田貯留機能の向上のための取組・整備内容

事業名	事業実施主体	事業実施期間	実施内容等	総事業費(千円)	備考

3・4 (略)

(別添) (略)

別記様式第15号 (略)

1 (略)

2 水田貯留機能向上計画の内容

(1) (略)

(2) 水田貯留機能の向上のための取組・整備内容

--

3・4 (略)

(別添) (略)

別記様式第15号 (略)

改 正 後	現 行
<p>別紙2（実施計画等策定事業に係る運用）</p> <p>第1～第4 （略）</p> <p>第5 実施時期</p> <p>1 実施計画策定            実施計画の策定期間は、次の（1）から（3）までのいずれかとする。            （1）・（2） （略）  <u>（3）スマート農業（ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業）の実現に必要な基盤整備を予定しており、スマート農業導入推進計画（別添4）を作成した地区の場合にあっては4年以内とする。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>第6・第7 （略）</p> <p>別記 （略）</p> <p>（別記様式第1号）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省〇〇農政局長 殿            北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長            沖縄にあっては、内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事名</p>	<p>別紙2（実施計画等策定事業に係る運用）</p> <p>第1～第4 （略）</p> <p>第5 実施時期</p> <p>1 実施計画策定            実施計画の策定期間は、次の（1）又は（2）のとおりとする。            （1）・（2） （略）            （新設）</p> <p>2 （略）</p> <p>第6・第7 （略）</p> <p>別記 （略）</p> <p>（別記様式第1号）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省〇〇農政局長 殿            北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長            沖縄にあっては、内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事名</p>

実施計画等策定事業採択申請書

令和〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）別紙2の第6の1の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. ～3. (略)
4. スマート農業導入推進計画（別添4のとおり）

(別添1) (略)

(別添2)

実施計画策定地区概要書 (略)

(注) 1 (略)

2 第5の1(1)によって本事業を2カ年にわたって実施する場合は、担い手への農地利用集積率が確認できる資料 (地域計画等) を添付すること。

3 (略)

4 第5の1(3)によって本事業においてスマート農業を実施する地区の場合は、別添4を添付すること。

実施計画等策定事業採択申請書

令和〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業等実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号）別紙2の第6の1の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. ～3. (略)
- (新設)

(別添1) (略)

(別添2)

実施計画策定地区概要書 (略)

(注) 1 (略)

2 第5の1(1)によって本事業を2カ年にわたって実施する場合は、担い手への農地利用集積率が確認できる資料 (人・農地プラン等) を添付すること。

3 (略)

(新設)

5・6 (略)

(別添3)

経営体育成促進換地等調整調書 (略)

(注) 1 「業務項目」欄には、経営体育成促進換地等調整事業実施要領  
(平成6年6月23日付け6構改B第677号農林水産省構造改善局  
長通知) 4の業務項目の番号を、本事業を単年度で実施する場合は  
「1年度」欄に、複数年にわたって実施する場合はそれぞれの年度  
の欄にそれぞれ記載する。

2 (略)

(別添4)

4・5 (略)

(別添3)

経営体育成促進換地等調整調書 (略)

(注) 1 「業務内容」欄には、経営体育成促進換地等調整事業実施要領  
(平成6年6月23日付け6構改B第677号農林水産省構造改善局  
長通知) 4の業務項目の番号を、本事業を単年度で実施する場合は  
「1年度」欄に、複数年にわたって実施する場合はそれぞれの年度  
の欄 にそれぞれ記載する。

2 (略)

(新設)

スマート農業導入推進計画（事業達成状況報告）

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等
事業実施期間	関連事業地区名		

スマート農業に適した基盤の整備状況

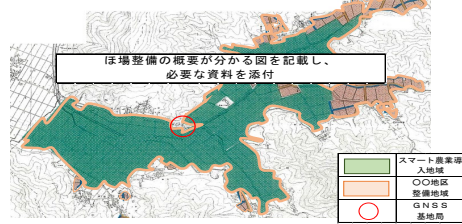
（例）事業実施区域では、農産〇〇専業〇〇地区により〇〇haが標準区画〇〇haに大区画化され、また田植え機のハイライン化とほ場内耕作業の設置により、ほ場間の移動をスムーズに行うことが可能な基盤が整備されている。本事業では、これに加え、スマート農業の導入に向け、各ほ場へターン農道を設置する。

関連事業概要 〇〇地区	受給面積：〇〇ha、総事業費：〇〇百万円、予算：〇〇～〇〇、主要工事内容：区画整理〇〇ha、股張排水〇〇ha、用排水路〇〇m	事業対象面積	〇〇ha
		地区標準区画面積	〇〇ha
		ターン農道整備面積	有or無or一部
		ほ場内耕作業整備面積	有or無or一部
		用排水路ハイライン整備面積	有or無or一部

本事業の対象面積	〇〇ha	本事業の対象農家戸数	〇〇戸	備考	
うち担い手が所有する面積	〇〇ha	〇〇%	うち担い手	〇〇戸	〇〇%

導入するスマート農業の概要

スマート農業導入計画平面図



（例）事業実施区域内の〇〇haを対象にGNS S基地用を設置し、耕起や田植え作業等に向けトラクタへ自動操縦システムを〇基導入する。

導入する省力化技術	導入対象面積	導入数	割合	活用農家数	管理体制
自動操縦	〇〇ha	〇基	〇基/20ha	〇戸	全基、〇〇改良区が所有・管理
〇〇〇	〇〇ha	〇基	〇基/20ha	〇戸	全基、〇〇改良区が所有・管理

地域の収益性向上の取組

（必須）高収益作物導入への取組方針  
（例）スマート農業を導入する担い手〇名が、作業の余剰時間を活用し、近隣地域において副産作物（トマト）を令和〇年度までに〇haで実産予定。

（任意）その他  
（例）スマート農業を活用した新たな集積・集約の促進、6次産業化の取組、農産物のブランド化の取組 等

事業の実施イメージ

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	備考
ハード	ターン農道設置 GNS S基地用設置	ターン農道設置	ターン農道設置			
ソフト		省力化技術導入	省力化技術導入	省力化技術導入		

注1: スマート農業導入推進計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所にご重線をつけ、変更後の内容を追記すること。  
注2: 導入する省力化技術については、その機種に係る詳細な情報が分かる資料を添付すること。

別記様式第2号 (略)

(別添) (略)

別記様式第2号 (略)

(別添) (略)

改 正 後			現 行		
別紙3（草地畜産基盤整備事業に係る運用）			別紙3（草地畜産基盤整備事業に係る運用）		
第1～第9（略）			第1～第9（略）		
第10 助成			第10 助成		
1 補助			1 補助		
(1) (略)			(1) (略)		
(2) 草地整備利用促進事業 ア～ウ（略）			(2) 草地整備利用促進事業 ア～ウ（略）		
工種	整備内容	補助率・助成単価	工種	整備内容	補助率・助成単価
(1)～(4) (略)	(略)	(略)	(1)～(4) (略)	(略)	(略)
(5) 区画拡大	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって、表土扱いを行う場合は、受益面積10アール当たり <u>25万円【18万円】</u></li> <li>・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり <u>23万5千円【17万円】</u></li> <li>・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって、表土扱いを行わない場合は、受益面積10アール当たり <u>6万円【5万円】</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畦畔除去のみの場合は、施工延長100メートル当たり <u>3万5千円【3万5千円】</u></li> </ul> </li> </ul>	(5) 区画拡大	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって、表土扱いを行う場合は、受益面積10アール当たり <u>12万5千円【10万5千円】</u></li> <li>・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり <u>10万5千円【8万5千円】</u></li> <li>・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって、表土扱いを行わない場合は、受益面積10アール当たり <u>5万5千円【4万円】</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畦畔除去のみの場合は、施工延長100メートル当たり <u>3万円【3万円】</u></li> </ul> </li> </ul>
(6) 暗渠排水	(略)	・バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合は、受益面積10アール当たり <u>19万円【13万5千円】</u>	(6) 暗渠排水	(略)	・バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合は、受益面積10アール当たり <u>15万円【11万5千円】</u>



		<p><u>円】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合は受益面積10アール当たり <u>17万円【12万円】</u></li> </ul> <p><u>】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>トレンチャ工法を用いる場合は、受益面積10アール当たり <u>12万円【8万5千円】</u></li> <li>掘削同時埋設工法を用いる場合は、受益面積10アール当たり <u>10万5千円【7万5千円】</u></li> </ul>
(7)湧水処理	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>表土扱いを行う場合は施工延長100メートル当たり <u>20万5千円【14万円】</u></li> <li>表土扱いを行わない場合は、施工延長100メートル当たり <u>18万5千円【12万5千円】</u></li> </ul>
(8)客土	(略)	受益面積10アール当たり <u>26万円【17万5千円】</u>
(9)徐礫	(略)	受益面積10アール当たり <u>23万5千円【16万円】</u>
(10)隔障物整備	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気牧柵の場合は、受益面積1ヘクタール当たり <u>33万円【24万円】</u></li> <li>電気牧柵以外の場合は、受益面積1ヘクタール当たり <u>25万円【20万円】</u></li> </ul>

- 2 第10の1の(1)及び(2)に係る補助率及び助成単価（事業計画策定は除く。）は、以下のとおりとする。
- (1) (略)
- (2) 草地整備利用促進事業を実施する場合にあっては、次のとおりとする。
- ア・イ (略)
- ウ 同区分(6)及び(7)にあっては、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合には、受益面積10アール

		<p><u>円】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合は受益面積10アール当たり <u>14万5千円【10万5千円】</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>トレンチャ工法を用いる場合は、受益面積10アール当たり <u>10万円【8万5千円】</u></li> <li>掘削同時埋設工法を用いる場合は、受益面積10アール当たり <u>7万5千円【5万5千円】</u></li> </ul>
(7)湧水処理	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>表土扱いを行う場合は施工延長100メートル当たり <u>15万円【11万円】</u></li> <li>表土扱いを行わない場合は、施工延長100メートル当たり <u>14万円【10万円】</u></li> </ul>
(8)客土	(略)	受益面積10アール当たり <u>11万5千円【6万5千円】</u>
(9)徐礫	(略)	受益面積10アール当たり <u>20万円【14万5千円】</u>
(10)隔障物整備	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気牧柵の場合は、受益面積1ヘクタール当たり <u>25万円【19万円】</u></li> <li>電気牧柵以外の場合は、受益面積1ヘクタール当たり <u>21万円【18万円】</u></li> </ul>

- 2 第10の1の(1)及び(2)に係る補助率及び助成単価（事業計画策定は除く。）は、以下のとおりとする。
- (1) (略)
- (2) 草地整備利用促進事業を実施する場合にあっては、次のとおりとする。
- ア・イ (略)
- ウ 同区分(6)及び(7)にあっては、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合には、受益面積10アール

当たり（工種の欄（7）にあつては施工延長 100 メートル当たり）

2万円を加算するものとする。

エ（略）

3・4（略）

第11・第12（略）

当たり（工種の欄（7）にあつては施工延長 100 メートル当たり）

1万5千円を加算するものとする。

エ（略）

3・4（略）

第11・第12（略）

別表・採択申請様式・採択通知様式（略）

別記様式第1号～別記様式第5号（略）

別記様式第6号（略）

別表 草地整備利用促進事業完了報告（略）

【定額助成の事業達成状況の報告に係る添付写真】（略）

【定額助成の事業達成状況報告】

事業種類	定額助成単価	受益面積又は施工延長	定額助成額 (百万円)
	A	B	合計 C= A×B
区画拡大 高低差10cm超	<u>(削る。)</u>	000a	
区画拡大 高低差10cm以下 表土扱い有り	<u>(削る。)</u>	000a	
区画拡大 高低差10cm以下 表土扱い無し	<u>(削る。)</u>	000a	
区画拡大 畦畔除去のみ	<u>(削る。)</u>	000m	
暗渠排水 バックホウ工法 表土扱い有り	<u>(削る。)</u>	000a	

別表・採択申請様式・採択通知様式（略）

別記様式第1号～別記様式第5号（略）

別記様式第6号（略）

別表 草地整備利用促進事業完了報告（略）

【定額助成の事業達成状況の報告に係る添付写真】（略）

【定額助成の事業達成状況報告】

事業種類	定額助成単価	受益面積又は施工延長	定額助成額 (百万円)
	A	B	合計 C= A×B
区画拡大 高低差10cm超	<u>12万5千円</u> /10a	000a	
区画拡大 高低差10cm以下 表土扱い有り	<u>10万5千円</u> /10a	000a	
区画拡大 高低差10cm以下 表土扱い無し	<u>5万5千円</u> /10a	000a	
区画拡大 畦畔除去のみ	<u>3万円</u> /100m	000m	
暗渠排水 バックホウ工法 表土扱い有り	<u>15万円</u> /10a <u>( )</u>	000a	

暗渠排水 バックホウ工法 表土扱い無し	<u>(削る。)</u>	000a	
暗渠排水 トレンチャ工法	<u>(削る。)</u>	000a	
暗渠排水 掘削同時埋設工法	<u>(削る。)</u>	000a	
湧水処理 表土扱い有り	<u>(削る。)</u>	000m	
湧水処理 表土扱い無し	<u>(削る。)</u>	000m	
客土	<u>(削る。)</u>	000a	
除礫	<u>(削る。)</u>	000a	
隔障物整備 電気牧柵	<u>(削る。)</u>	000ha	
隔障物整備 電気牧柵以外	<u>(削る。)</u>	000ha	
合計			

注:1)第10の2の(4)のウを適用する場合には、定額助成単価の下段の括弧内に加算後の助成単価を記載すること。

別記様式第7号 (略)

暗渠排水 バックホウ工法 表土扱い無し	<u>14万5千円</u> <u>/10a</u> <u>( )</u>	000a	
暗渠排水 トレンチャ工法	<u>10万円</u> <u>/10a</u> <u>( )</u>	000a	
暗渠排水 掘削同時埋設工法	<u>7万5千円</u> <u>/10a</u> <u>( )</u>	000a	
湧水処理 表土扱い有り	<u>15万円</u> <u>/100m</u> <u>( )</u>	000m	
湧水処理 表土扱い無し	<u>14万円</u> <u>/100m</u> <u>( )</u>	000m	
客土	<u>11万5千円</u> <u>/10a</u>	000a	
除礫	<u>20万円</u> <u>/10a</u>	000a	
隔障物整備 電気牧柵	<u>25万円</u> <u>/ha</u>	000ha	
隔障物整備 電気牧柵以外	<u>21万円</u> <u>/ha</u>	000ha	
合計			

注:1)第10の2の(4)のウを適用する場合には、定額助成単価の下段の括弧内に加算後の助成単価を記載すること。

別記様式第7号 (略)

改 正 後	現 行
<p>別紙4（農村環境計画策定事業に係る運用）</p> <p>第1～第10（略） 別記（略）</p> <p>（別記様式第1号）（略）</p> <p>別表（略）</p> <p>（別記様式第2号）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省農村振興局長 地方農政局長 殿 内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事名</p> <p style="text-align: center;">農村環境計画策定事業 採択申請書</p> <p>下記のとおり令和〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）別紙4第7の1の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記（略）</p>	<p>別紙4（農村環境計画策定事業に係る運用）</p> <p>第1～第10（略） 別記（略）</p> <p>（別記様式第1号）（略）</p> <p>別表（略）</p> <p>（別記様式第2号）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省農村振興局長 地方農政局長 殿 内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事名</p> <p style="text-align: center;">農村環境計画策定事業 採択申請書</p> <p>下記のとおり令和〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号）別紙4第7の1の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記（略）</p>

<p>(別記様式第3号)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">市町村長名</p> <p style="text-align: center;">農村環境計画策定 採択申請書</p> <p>下記のとおり令和〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）別紙4第7の2の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記 (略)</p> <p>(別記様式4号) (略)</p>	<p>(別記様式第3号)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">市町村長名</p> <p style="text-align: center;">農村環境計画策定 採択申請書</p> <p>下記のとおり令和〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号）別紙4第7の2の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記 (略)</p> <p>(別記様式4号) (略)</p>
--	---

改 正 後	現 行
<p>別紙5（農業基盤整備促進事業に係る運用）</p> <p>第1・第2（略）</p> <p>第3 事業実施主体</p> <p>1（略）</p> <p>2 1の（3）の農業者団体とは、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、農地中間管理機構、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者、<u>土地改良施設を管理している一般社団法人及び認可地縁団体</u>又は多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙5に規定する広域活動組織とする。</p> <p>3（略）</p> <p>第4～第8（略）</p> <p>第9 助成</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 定額助成について</p> <p>（1）1の（2）の助成単価とは、次に掲げる区分に応じ、次に定めるものとする。なお、助成単価は、別表2の事業内容等の欄に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程度としているため、事業実施主体は、農業者施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。</p> <p>ア（略）</p> <p><u>イ 事業完了時まで中心経営体（地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第19条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号に定める組織）、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に定める基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。以下同じ。））に集約化されている受益地又は集約化することが確実と見込まれる受益地</u>にあっては、別表2の</p>	<p>別紙5（農業基盤整備促進事業に係る運用）</p> <p>第1・第2（略）</p> <p>第3 事業実施主体</p> <p>1（略）</p> <p>2 1の（3）の農業者団体とは、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、農地中間管理機構、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者又は多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙5に規定する広域活動組織とする。</p> <p>3（略）</p> <p>第4～第8（略）</p> <p>第9 助成</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 定額助成について</p> <p>（1）1の（2）の助成単価とは、次に掲げる区分に応じ、次に定めるものとする。なお、助成単価は、別表2の事業内容等の欄に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程度としているため、事業実施主体は、農業者施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。</p> <p>ア（略）</p> <p><u>イ 事業完了時まで中心経営体（人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第2に定める人・農地プラン（人・農地要綱の人・農地問題解決加速化支援事業を利用せずに同要綱に準じて作成したものを含む。）、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「実質化人・農地プラン通知」という。）2の（1）に定める実質化された人・農地プラン（実質化人・農地プラン通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン、実質化人・農地プラン</u></p>

助成単価の欄の2に掲げるもの

- (2) (略)
- (3) (2)の経営等農用地とは、所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号の利用権をいう。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農地をいう。
- (4) (略)

第10 その他

1～13 (略)

14 水田貯留機能の向上を目的として、次の(1)の内容及び(1)と密接な関連があり一体的に実施する(2)の内容を実施する場合、別紙1別記様式第14号に規定する水田貯留機能向上計画を策定することとする。

- (1) (略)
- (2) 別表1の区分1の(7)及び(8)並びに区分2の(11)に掲げる内容を実施するもの

15 (略)

別表1

区分	事業種類	事業内容
1. (略)	(略)	(略)
2. 定額 助成	(1)～(9) (略)	(略)

通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。)をいう。)及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱(平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知)第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。)において地域の中心となる経営体に位置付けられているものをいう。以下同じ。)に集約化されている受益地又は集約化することが确实と見込まれる受益地にあつては、別表2の助成単価の欄の2に掲げるもの

- (2) (略)
- (3) (2)の経営等農用地とは、所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第4条第4項第1号の利用権をいう。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農地をいう。
- (4) (略)

第10 その他

1～13 (略)

14 水田貯留機能の向上を目的として、次の(1)の内容及び(1)と密接な関連があり一体的に実施する(2)の内容を実施する場合、別紙1別記様式第14号に規定する水田貯留機能向上計画を策定することとする。

- (1) (略)
- (2) 別表1の区分1の(7)及び(8)並びに区分2の(10)に掲げる内容を実施するもの

15 (略)

別表1

区分	事業種類	事業内容
1. (略)	(略)	(略)
2. 定額 助成	(1)～(9) (略)	(略)

2. 定額 助成	(10) 畑作転換工	
	ア 額縁排水 溝	農道等からの降雨流入水を遮断する排水溝の新設
	イ 酸度矯正	酸性の強い水田土壌から小麦・大豆の作付けに適した酸度に調整するための酸度調整
(11)	(略)	(略)

2. 定額 助成	(新設)	(新設)
	(10) (略)	(略)

別表2 (定額助成)

事業種類	事業内容等	助成単価	
		1. 通常の助成単価 <sup>(※1)</sup>	2. 集約化加算単価 <sup>(※1)</sup>
(1) 田の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合 (略)	25.0万円/10a 【18.0万円/10a】	30.0万円/10a 【21.5万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合	23.5万円/10a 【17.0万円/10a】	28.0万円/10a 【20.0万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合 (略)	6.0万円/10a 【5.0万円/10a】	7.0万円/10a 【6.0万円/10a】
	畦畔撤去のみの場合 (略)	3.5万円/100m 【3.5万円/100m】	4.0万円/100m 【4.0万円/100m】
	緩傾斜化	畦畔で隣接するほ場の高低差1.5mの30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)に緩傾斜化。	10.5万円/10a 【7.0万円/10a】

別表2 (定額助成)

事業種類	事業内容等	助成単価	
		1. 通常の助成単価 <sup>(※1)</sup>	2. 集約化加算単価 <sup>(※1)</sup>
(1) 田の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合 (略)	12.5万円/10a 【10.5万円/10a】	15.0万円/10a 【12.5万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合	10.5万円/10a 【8.5万円/10a】	12.5万円/10a 【10.0万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合 (略)	5.5万円/10a 【4.0万円/10a】	6.5万円/10a 【4.5万円/10a】
	畦畔撤去のみの場合 (略)	3.0万円/100m 【3.0万円/100m】	3.5万円/100m 【3.5万円/100m】
	(新設)	(新設)	(新設)



(2) 田の 区画拡大(水路 の変更を伴う もの)	水路で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合	(略)	<u>42.0万円/10a</u> 【29.5万円/10a】	<u>50.0万円/10a</u> 【35.0万円/10a】	<u>25.0万円/10a</u> 【19.5万円/10a】	<u>30.0万円/10a</u> 【23.0万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合	(略)	<u>40.0万円/10a</u> 【28.5万円/10a】	<u>48.0万円/10a</u> 【34.0万円/10a】	<u>23.0万円/10a</u> 【17.5万円/10a】	<u>27.5万円/10a</u> 【21.0万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合	(略)	<u>22.5万円/10a</u> 【16.5万円/10a】	<u>27.0万円/10a</u> 【19.5万円/10a】	<u>17.5万円/10a</u> 【13.0万円/10a】	<u>21.0万円/10a</u> 【15.5万円/10a】
(3) 畑の 区画拡大(水路 の変更を伴わない もの)	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合	(略)	<u>25.0万円/10a</u> 【18.0万円/10a】	<u>30.0万円/10a</u> 【21.5万円/10a】	<u>12.5万円/10a</u> 【10.5万円/10a】	<u>15.0万円/10a</u> 【12.5万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合	(略)	<u>23.5万円/10a</u> 【17.0万円/10a】	<u>28.0万円/10a</u> 【20.0万円/10a】	<u>10.5万円/10a</u> 【8.5万円/10a】	<u>12.5万円/10a</u> 【10.0万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合	(略)	<u>6.0万円/10a</u> 【5.0万円/10a】	<u>7.0万円/10a</u> 【6.0万円/10a】	<u>5.5万円/10a</u> 【4.0万円/10a】	<u>6.5万円/10a</u> 【4.5万円/10a】
	畦畔撤去のみ の場合	(略)	<u>3.5万円/100m</u> 【3.5万円/100m】	<u>4.0万円/100m</u> 【4.0万円/100m】	<u>3.0万円/100m</u> 【3.0万円/100m】	<u>3.5万円/100m</u> 【3.5万円/100m】
	緩傾斜化	畦畔で隣接するほ場の高低差1.5mの30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)に緩傾斜化。	<u>10.5万円/10a</u> 【7.0万円/10a】	<u>12.5万円/10a</u> 【8.0万円/10a】	(新設)	(新設)
(2) 田の 区画拡大(水路 の変更を伴う もの)	水路で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合	(略)			<u>25.0万円/10a</u> 【19.5万円/10a】	<u>30.0万円/10a</u> 【23.0万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合	(略)			<u>23.0万円/10a</u> 【17.5万円/10a】	<u>27.5万円/10a</u> 【21.0万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合	(略)			<u>17.5万円/10a</u> 【13.0万円/10a】	<u>21.0万円/10a</u> 【15.5万円/10a】
(3) 畑の 区画拡大(水路 の変更を伴わない もの)	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合	(略)			<u>12.5万円/10a</u> 【10.5万円/10a】	<u>15.0万円/10a</u> 【12.5万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合	(略)			<u>10.5万円/10a</u> 【8.5万円/10a】	<u>12.5万円/10a</u> 【10.0万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合	(略)			<u>5.5万円/10a</u> 【4.0万円/10a】	<u>6.5万円/10a</u> 【4.5万円/10a】
	畦畔撤去のみ の場合	(略)			<u>3.0万円/100m</u> 【3.0万円/100m】	<u>3.5万円/100m</u> 【3.5万円/100m】
	(新設)			(新設)	(新設)	(新設)

(4) 畑の 区画拡 大(水路 の変更 を伴う もの)	水路で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合	(略)	<u>42.0万円/10a</u> 【29.5万円/10a】	<u>50.0万円/10a</u> 【35.0万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合	(略)	<u>40.0万円/10a</u> 【28.5万円/10a】	<u>48.0万円/10a</u> 【34.0万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合	(略)	<u>22.5万円/10a</u> 【16.5万円/10a】	<u>27.0万円/10a</u> 【19.5万円/10a】
(5) 暗渠 排水	バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合	(略)	<u>19.0万円/10a</u> 【13.5万円/10a】	<u>22.5万円/10a</u> 【16.0万円/10a】
	バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合	(略)	<u>17.0万円/10a</u> 【12.0万円/10a】	<u>20.0万円/10a</u> 【14.0万円/10a】
	トレンチャ工法を用い、表土扱いを行わない場合	(略)	<u>12.0万円/10a</u> 【8.5万円/10a】	<u>14.0万円/10a</u> 【10.0万円/10a】
	掘削同時埋設工法を用い、表土扱いを行わない場合	(略)	<u>10.5万円/10a</u> 【7.5万円/10a】	<u>12.5万円/10a</u> 【9.0万円/10a】
(6) 湧水 処理	表土扱いを行う場合	(略)	<u>20.5万円/100m</u> 【14.0万円/100m】	<u>24.5万円/100m</u> 【16.5万円/100m】
	表土扱いを行わない場合	(略)	<u>18.5万円/100m</u> 【12.5万円/100m】	<u>22.0万円/100m</u> 【15.0万円/100m】
(7) 末端 畑地か んがい	樹園地の場合	(略)	<u>29.0万円/10a</u> 【20.5万円/10a】	<u>34.5万円/10a</u> 【24.5万円/10a】

(4) 畑の 区画拡 大(水路 の変更 を伴う もの)	水路で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合	(略)	<u>25.0万円/10a</u> 【19.5万円/10a】	<u>30.0万円/10a</u> 【23.0万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合	(略)	<u>23.0万円/10a</u> 【17.5万円/10a】	<u>27.5万円/10a</u> 【21.0万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合	(略)	<u>17.5万円/10a</u> 【13.0万円/10a】	<u>21.0万円/10a</u> 【15.5万円/10a】
(5) 暗渠 排水	バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合	(略)	<u>15.0万円/10a</u> 【11.5万円/10a】	<u>18.0万円/10a</u> 【13.5万円/10a】
	バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合	(略)	<u>14.5万円/10a</u> 【10.5万円/10a】	<u>17.0万円/10a</u> 【12.5万円/10a】
	トレンチャ工法を用い、表土扱いを行わない場合	(略)	<u>10.0万円/10a</u> 【8.5万円/10a】	<u>12.0万円/10a</u> 【10.0万円/10a】
	掘削同時埋設工法を用い、表土扱いを行わない場合	(略)	<u>7.5万円/10a</u> 【5.5万円/10a】	<u>9.0万円/10a</u> 【6.5万円/10a】
(6) 湧水 処理	表土扱いを行う場合	(略)	<u>15.0万円/100m</u> 【11.0万円/100m】	<u>18.0万円/100m</u> 【13.0万円/100m】
	表土扱いを行わない場合	(略)	<u>14.0万円/100m</u> 【10.0万円/100m】	<u>16.5万円/100m</u> 【12.0万円/100m】
(7) 末端 畑地か んがい	樹園地の場合	(略)	<u>24.5万円/10a</u> 【17.5万円/10a】	<u>29.0万円/10a</u> 【21.0万円/10a】

施設	樹園地以外の畑地の場合		<u>18.5万円/10a</u> <u>【13.0万円/10a】</u>	<u>22.0万円/10a</u> <u>【15.5万円/10a】</u>	施設	樹園地以外の畑地の場合		<u>15.5万円/10a</u> <u>【11.0万円/10a】</u>	<u>18.5万円/10a</u> <u>【13.0万円/10a】</u>
	ほ場外からの接続管		<u>6.5万円/10m</u> <u>【4.5万円/10m】</u>	<u>7.5万円/10m</u> <u>【5.0万円/10m】</u>		ほ場外からの接続管		<u>5.0万円/10m</u> <u>【4.0万円/10m】</u>	<u>5.0万円/10m</u> <u>【4.0万円/10m】</u>
	給水栓設置のみの場合	(略)	<u>2.0万円/箇所</u> <u>【1.5万円/箇所】</u>	<u>2.0万円/箇所</u> <u>【1.5万円/箇所】</u>		給水栓設置のみの場合	(略)	<u>1.5万円/箇所</u> <u>【1.0万円/箇所】</u>	<u>1.5万円/箇所</u> <u>【1.0万円/箇所】</u>
(8) 土層改良					(8) 土層改良				
	(ア) 反転耕	(略)	<u>28.0万円/10a</u> <u>【20.5万円/10a】</u>	/		(ア) 反転耕	(略)	<u>35.0万円/10a</u> <u>【20.0万円/10a】</u>	/
	(イ) 混層耕	(略)	<u>2.0万円/10a</u> <u>【1.5万円/10a】</u>	/		(イ) 混層耕	(略)	<u>2.5万円/10a</u> <u>【1.5万円/10a】</u>	/
	(ウ) 堆肥施用	(略)	<u>2.0万円/10a</u> <u>【1.5万円/10a】</u>	/		(ウ) 堆肥施用	(略)	<u>2.5万円/10a</u> <u>【1.5万円/10a】</u>	/
	(エ) 明渠排水	(略)	(略)	/		(エ) 明渠排水	(略)	(略)	/
	(オ) 客土	(略)	<u>26.0万円/10a</u> <u>【17.5万円/10a】</u>	<u>31.0万円/10a</u> <u>【21.0万円/10a】</u>		(オ) 客土	(略)	<u>11.5万円/10a</u> <u>【6.5万円/10a】</u>	<u>13.5万円/10a</u> <u>【7.5万円/10a】</u>
	(カ) 除礫	(略)	<u>23.5万円/10a</u> <u>【16.0万円/10a】</u>	<u>28.0万円/10a</u> <u>【19.0万円/10a】</u>		(カ) 除礫	(略)	<u>20.0万円/10a</u> <u>【14.5万円/10a】</u>	<u>24.0万円/10m</u> <u>【17.0万円/10m】</u>
(9) 更新整備					(9) 更新設備				
	(ア) 排水路	<u>500×500mm</u> 土工(バックホウ)、排水路工、仮設工(水替え、マット敷設)	<u>22.0万円/10m</u> <u>【16.0万円/10m】</u>	<u>26.0万円/10m</u> <u>【19.0万円/10m】</u>		(ア) 排水路	土工(バックホウ)、排水路工、仮設工(水替え、マット敷設)	<u>14.5万円/10m</u> <u>【8.5万円/10m】</u>	<u>17.0万円/10m</u> <u>【10.0万円/10m】</u>
	(イ) 畦畔	<u>300×300mm,勾配 1:1.0</u> 畦畔築立(バックホウ)	<u>14.5万円/100m</u> <u>【9.5万円/100m】</u>	<u>17.0万円/100m</u> <u>【11.0万円/100m】</u>		(イ) 畦畔	畦畔築立(バックホウ)	<u>14.0万円/100m</u> <u>【8.5万円/100m】</u>	<u>16.5万円/100m</u> <u>【10.0万円/100m】</u>
	(ウ) 排水口	<u>320×445×700mm</u> 土工(バックホウ)、附帯工(樹掘付工)	<u>4.0万円/箇所</u> <u>【3.0万円/箇所】</u>	<u>4.5万円/箇所</u> <u>【3.5万円/箇所】</u>		(ウ) 排水口	土工(バックホウ)、附帯工(樹掘付工)	<u>4.5万円/箇所</u> <u>【2.5万円/箇所】</u>	<u>5.0万円/箇所</u> <u>【3.0万円/箇所】</u>

(エ) 特認事業	(略)		
(10) 畑作転換工			
(ア) 額縁排水溝	額縁排水溝 (バックホウ)	1.5万円/100m 【1.0万円 /100m】	1.5万円/100m 【1.0万円 /100m】
(イ) 酸度矯正	酸度矯正 (トラクタ、スプレッダ)	0.5万円/10a 【0.5万円 /10a】	0.5万円/10a 【0.5万円 /10a】
(11) (略)	(略)	(略)	

注) (略)

※1 (略)

※2 助成額は、受益面積のうち1アール未満又は施工延長のうち10メートル未満を、一筆の農地ごとに切り捨てて算出するものとする。また、定額助成の事業種類の欄(11)にあつては、施工延長のうち10メートル未満を切り捨てて算出するものとする。

※3 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減算するものとする。  
ア (1) から (4) までについては、受益面積10アール当たり 2万5千円 (施工延長100メートル当たり1万円) を減算

イ・ウ (略)

※4 (5) については、地下かんがいを導入する場合には、受益面積10アール当たり 3万円 を加算するものとする。

※5 (5) 及び (6) について、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合には、受益面積10アール当たり ((6) にあつては施工延長100メートル当たり) 2万円 を加算するものとする。

※6 (略)

※7 (5) については、農地の区画の形状等により吸水渠 (本暗渠管) の間隔 (L) が10メートル以外となる場合には、下式により助成額を算出するものとする。

(エ) 特認事業	(略)		
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(10) (略)	(略)	(略)	

注) (略)

※1 (略)

※2 助成額は、受益面積のうち1アール未満又は施工延長のうち10メートル未満を、一筆の農地ごとに切り捨てて算出するものとする。また、定額助成の事業種類の欄(10)にあつては、施工延長のうち10メートル未満を切り捨てて算出するものとする。

※3 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減算するものとする。  
ア (1) から (4) までについては、受益面積10アール当たり 2万円 (施工延長100メートル当たり1万円) を減算

イ・ウ (略)

※4 (5) については、地下かんがいを導入する場合には、受益面積10アール当たり 2万5千円 を加算するものとする。

※5 (5) 及び (6) について、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合には、受益面積10アール当たり ((6) にあつては施工延長100メートル当たり) 1万5千円 を加算するものとする。

※6 (略)

※7 (5) については、農地の区画の形状等により吸水渠 (本暗渠管) の間隔 (L) が10メートル以外となる場合には、下式により 受益面積 (A) を割り引いて 助成額を算出するものとする。

助成額 = A × 10 / L × 助成単価

※8 (9)の(イ)にあつては、幅広畦畔の場合は4万5千円/100m、購入土が必要な場合は2万5千円/100m(幅広畦畔の場合は4万円/100m)、防草シートを設置する場合は11万円/100mをそれぞれ加算するものとする。

別記様式1

農業基盤整備計画(事業達成状況報告)

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等					
	〇〇〇〇 指導事業 (〇〇〇〇)							
農業競争力強化に向けた取組方針	担い手への農地集積率の向上や高収益作物の導入・生産拡大、担い手の育成・確保、水管理の合理化・省力化、維持管理費の低減などの農業競争力強化に向けた取組方針を記載							
事業実施期間	令和〇〇年度～令和〇〇年度							
基盤整備の概要	受益面積：水田〇〇〇ha、畑〇〇〇ha、樹園地〇〇〇ha 総事業費：〇〇〇百万円 受益者数：〇者							
基盤整備の計画								
区分	事業種類	事業の概要	総事業費	年度計画				
				RO	RO	RO	RO	RO
定率助成	(略)	(略)						
	(略)	(略)						
	更新整備							
	(略)	(略)						
	畑作転換工							
	額縁排水溝							

助成額 = A × 10 / L × 助成単価

※8 (9)の(イ)にあつては、幅広畦畔の場合は3万円/100m、購入土が必要な場合は2万5千円/100m(幅広畦畔の場合は5万円/100m)、防草シートを設置する場合は9万円/100mをそれぞれ加算するものとする。

別記様式1

農業基盤整備計画(事業達成状況報告)

地区名	事業実施主体	関係都道府県・市町村名	6法指定地域等					
	〇〇〇〇 指導事業 (〇〇〇〇)							
農業競争力強化に向けた取組方針	担い手への農地集積率の向上や高収益作物の導入・生産拡大、担い手の育成・確保、水管理の合理化・省力化、維持管理費の低減などの農業競争力強化に向けた取組方針を記載							
事業実施期間	令和〇〇年度～令和〇〇年度							
基盤整備の概要	受益面積：水田〇〇〇ha、畑〇〇〇ha、樹園地〇〇〇ha 総事業費：〇〇〇百万円 受益者数：〇者							
基盤整備の計画								
区分	事業種類	事業の概要	総事業費	年度計画				
				RO	RO	RO	RO	RO
定率助成	(略)	(略)						
	(略)	(略)						
	更新整備							
	(略)	(略)						
	(新設)							
	(新設)	(新設)						

	実施内容〇〇									
酸度矯正	実施内容〇〇									
水田貯留機能向上支援	実施内容〇〇 年基準額									
(略)										

注：1)～11) (略)

【定額助成の事業達成状況の報告に係る添付写真】 (略)

【定額助成の実施計画（事業達成状況報告）】

事業種類	定額助成単価		受益面積 又は施工延長		定額助成額 (百万円)		
	基本 A	集約化 加算 B	基本 C	集約化 加算 D	基本 E = A × C	集約化加 算 F = B × D	合計 G = E + F
田の区画 拡大 (水路の 変更を伴 わないも の) 高低差 10cm超	25.0万 円/10a ( )	30.0万 円/10a ( )	〇〇a	〇〇a			
田の区画 拡大 (水路の 変更を伴 わないも の) 高低差 10cm以下 表土扱い 有り	23.5万 円/10a ( )	28.0万 円/10a ( )	〇〇a	〇〇a			
田の区画 拡大	6.0万円 /10a	7.0万円 /10a	〇〇a	〇〇a			

水田貯留機能向上支援	実施内容〇〇 年基準額									
(略)										

注：1)～11) (略)

【定額助成の事業達成状況の報告に係る添付写真】 (略)

【定額助成の実施計画（事業達成状況報告）】

事業種類	定額助成単価		受益面積 又は施工延長		定額助成額 (百万円)		
	基本 A	集約化 加算 B	基本 C	集約化 加算 D	基本 E = A × C	集約化加 算 F = B × D	合計 G = E + F
田の区画 拡大 (水路の 変更を伴 わないも の) 高低差 10cm超	12.5万 円/10a ( )	15万円 /10a ( )	〇〇a	〇〇a			
田の区画 拡大 (水路の 変更を伴 わないも の) 高低差 10cm以下 表土扱い 有り	10.5万 円/10a ( )	12.5万 円/10a ( )	〇〇a	〇〇a			
田の区画 拡大	5.5万円 /10a	6.5万円 /10a	〇〇a	〇〇a			

(水路の変更を伴わないもの) 高低差 10cm以下 表土扱い 無し	( )	( )							(水路の変更を伴わないもの) 高低差 10cm以下 表土扱い 無し	( )	( )						
田の区画 拡大 (水路の変更を伴わないもの) 畦畔除去のみ	<u>3.5万円</u> /100m ( )	<u>4.0万円</u> /100m ( )	00m	00m					田の区画 拡大 (水路の変更を伴わないもの) 畦畔除去のみ	<u>3万円</u> /100m ( )	<u>3.5万円</u> /100m ( )	00m	00m				
田の区画 拡大 (水路の変更を伴わないもの) 緩傾斜化	<u>10.5万円</u> /10a ( )	<u>12.5万円</u> /10a ( )	00m	00m					(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)				
田の区画 拡大 (水路の変更を伴うもの) 高低差 10cm超	<u>42.0万円</u> /10a ( )	<u>50.0万円</u> /10a ( )	00a	00a					田の区画 拡大 (水路の変更を伴うもの) 高低差 10cm超	<u>25万円</u> /10a ( )	<u>30万円</u> /10a ( )	00a	00a				
田の区画 拡大 (水路の変更を伴うもの) 高低差 10cm以下 表土扱い 有り	<u>40.0万円</u> /10a ( )	<u>48.0万円</u> /10a ( )	00a	00a					田の区画 拡大 (水路の変更を伴うもの) 高低差 10cm以下 表土扱い 有り	<u>23万円</u> /10a ( )	<u>27.5万円</u> /10a ( )	00a	00a				

田の区画 拡大 (水路の 変更を伴 うもの) 高低差 10cm以下 表土扱い 無し	<u>22.5万円</u> 円/10a ( )	<u>27.0万円</u> 円/10a ( )	OOa	OOa		
畑の区画 拡大 (水路の 変更を伴 わないも の) 高低差 10cm超	<u>25.0万円</u> 円/10a ( )	<u>30.0万円</u> 円/10a ( )	OOa	OOa		
畑の区画 拡大 (水路の 変更を伴 わないも の) 高低差 10cm以下 表土扱い 有り	<u>23.5万円</u> 円/10a ( )	<u>28.0万円</u> 円/10a ( )	OOa	OOa		
畑の区画 拡大 (水路の 変更を伴 わないも の) 高低差 10cm以下 表土扱い 無し	<u>6.0万円</u> 円/10a ( )	<u>7.0万円</u> 円/10a ( )	OOa	OOa		
畑の区画 拡大 (水路の 変更を伴 わないも の) 畦畔除去 のみ	<u>3.5万円</u> 円/100m ( )	<u>4.0万円</u> 円/100m ( )	OOm	OOm		

田の区画 拡大 (水路の 変更を伴 うもの) 高低差 10cm以下 表土扱い 無し	<u>17.5万円</u> 円/10a ( )	<u>21万円</u> 円/10a ( )	OOa	OOa		
畑の区画 拡大 (水路の 変更を伴 わないも の) 高低差 10cm超	<u>12.5万円</u> 円/10a ( )	<u>15万円</u> 円/10a ( )	OOa	OOa		
畑の区画 拡大 (水路の 変更を伴 わないも の) 高低差 10cm以下 表土扱い 有り	<u>10.5万円</u> 円/10a ( )	<u>12.5万円</u> 円/10a ( )	OOa	OOa		
畑の区画 拡大 (水路の 変更を伴 わないも の) 高低差 10cm以下 表土扱い 無し	<u>5.5万円</u> 円/10a ( )	<u>6.5万円</u> 円/10a ( )	OOa	OOa		
畑の区画 拡大 (水路の 変更を伴 わないも の) 畦畔除去 のみ	<u>3万円</u> 円/100m ( )	<u>3.5万円</u> 円/100m ( )	OOm	OOm		



畑の区画 拡大 (水路の 変更を伴 わないも の) 緩傾斜化	<u>10.5万</u> 円/10a ( )	<u>12.5万</u> 円/10a ( )	00m	00m					(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)				
畑の区画 拡大 (水路の 変更を伴 うもの) 高低差 10cm超	<u>42.0万</u> 円/10a ( )	<u>50.0万</u> 円/10a ( )	00a	00a					畑の区画 拡大 (水路の 変更を伴 うもの) 高低差 10cm超	<u>25万円</u> /10a ( )	<u>30万円</u> /10a ( )	00a	00a				
畑の区画 拡大 (水路の 変更を伴 うもの) 高低差 10cm以下 表土扱い 有り	<u>40.0万</u> 円/10a ( )	<u>48.0万</u> 円/10a ( )	00a	00a					畑の区画 拡大 (水路の 変更を伴 うもの) 高低差 10cm以下 表土扱い 有り	<u>23万円</u> /10a ( )	<u>27.5万</u> 円/10a ( )	00a	00a				
畑の区画 拡大 (水路の 変更を伴 うもの) 高低差 10cm以下 表土扱い 無し	<u>22.5万</u> 円/10a ( )	<u>27.0万</u> 円/10a ( )	00a	00a					畑の区画 拡大 (水路の 変更を伴 うもの) 高低差 10cm以下 表土扱い 無し	<u>17.5万</u> 円/10a ( )	<u>21万円</u> /10a ( )	00a	00a				
暗渠排水 バックホ ウ工法 表土扱い 有り	<u>19.0万</u> 円/10a ( )	<u>22.5万</u> 円/10a ( )	00a	00a					暗渠排水 バックホ ウ工法 表土扱い 有り	<u>15万円</u> /10a ( )	<u>18万円</u> /10a ( )	00a	00a				
暗渠排水 バックホ ウ工法 表土扱い 無し	<u>17.0万</u> 円/10a ( )	<u>20.0万</u> 円/10a ( )	00a	00a					暗渠排水 バックホ ウ工法 表土扱い 無し	<u>14.5万</u> 円/10a ( )	<u>17万円</u> /10a ( )	00a	00a				
暗渠排水 トレンチ ャ工法	<u>12.0万</u> 円/10a ( )	<u>14.0万</u> 円/10a ( )	00a	00a					暗渠排水 トレンチ ャ工法	<u>10万円</u> /10a ( )	<u>12万円</u> /10a ( )	00a	00a				

暗渠排水掘削同時埋設工法	<u>10.5万円</u> 円/10a ( )	<u>12.5万円</u> 円/10a ( )	〇〇a	〇〇a			
湧水処理表土扱い有り	<u>20.5万円</u> 円/100m ( )	<u>24.5万円</u> 円/100m ( )	〇〇m	〇〇m			
湧水処理表土扱い無し	<u>18.5万円</u> 円/100m ( )	<u>22.0万円</u> 円/100m ( )	〇〇m	〇〇m			
末端畑地かんがい施設(樹園地)	<u>29.0万円</u> 円/10a ( )	<u>34.5万円</u> 円/10a ( )	〇〇a	〇〇a			
末端畑地かんがい施設(樹園地以外)	<u>18.5万円</u> 円/10a ( )	<u>22.0万円</u> 円/10a ( )	〇〇a	〇〇a			
末端畑地かんがい施設(ほ場外からの接続管施工)	<u>6.5万円</u> /10m ( )	<u>7.5万円</u> /10m ( )	〇〇m	〇〇m			
末端畑地かんがい施設(給水栓設置のみ)	<u>2.0万円</u> /箇所 ( )	<u>2.0万円</u> /箇所 ( )	〇〇箇所	〇〇箇所			
土層改良							
反転耕	<u>28.0万円</u> 円/10a ( )		〇〇a				

暗渠排水掘削同時埋設工法	<u>7.5万円</u> /10a ( )	<u>9万円</u> /10a ( )	〇〇a	〇〇a			
湧水処理表土扱い有り	<u>15万円</u> /100m ( )	<u>18万円</u> /100m ( )	〇〇m	〇〇m			
湧水処理表土扱い無し	<u>14万円</u> /100m ( )	<u>16.5万円</u> 円/100m ( )	〇〇m	〇〇m			
末端畑地かんがい施設(樹園地)	<u>24.5万円</u> 円/10a ( )	<u>29万円</u> 円/10a ( )	〇〇a	〇〇a			
末端畑地かんがい施設(樹園地以外)	<u>15.5万円</u> 円/10a ( )	<u>18.5万円</u> 円/10a ( )	〇〇a	〇〇a			
末端畑地かんがい施設(ほ場外からの接続管施工)	<u>5万円</u> /10m ( )	<u>5万円</u> /10m ( )	〇〇m	〇〇m			
末端畑地かんがい施設(給水栓設置のみ)	<u>1.5万円</u> /箇所 ( )	<u>1.5万円</u> /箇所 ( )	〇〇箇所	〇〇箇所			
土層改良							
反転耕	<u>35.0万円</u> 円/10a ( )		〇〇a				



排水口	4.0万円 /箇所 ( )	4.5万円 /箇所 ( )					
特認事業	(略)	(略)	(略)	(略)			
<b>畑作転換工</b>							
額縁排水溝	1.5万円 /100m ( )	1.0万円 /100m ( )	OOa	OOa			
酸度矯正	0.5万円 /10a ( )	0.5万円 /10a ( )	OOa	OOa			
(略)							

注：1) 第6の1の(1)イを適用する場合には、中心経営体に集約化する農用地を確認するため、地域計画を添付すること。  
2)・3) (略)

集約化計画（中心経営体ごとの受益面積又は施工延長の内訳）】

事業種類	中心経営体			
	A 法人	B 集落営農 組合	C 個人	合計
(略)	受益面積			
	うち 集約化 面積			
更新整備				
(略)	施行延長			
	うち 集約化 延長			

排水口	4.5万円 /箇所 ( )	5.0万円 /箇所 ( )					
特認事業	(略)	(略)	(略)	(略)			
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		
(略)							

注：1) 第9の3の(1)イを適用する場合には、中心経営体に集約化する農用地を確認するため、人・農地プランを添付すること。  
2)・3) (略)

集約化計画（中心経営体ごとの受益面積又は施工延長の内訳）】

事業種類	中心経営体			
	A 法人	B 集落営 農組合	C 個人	合計
(略)	受益面積			
	うち 集約化 面積			
更新整備				
(略)	施工延長			
	うち 集約化 延長			

畑作転換工					
額縁排水溝	受益面積				
	うち	集約化延長			
酸度矯正	受益面積				
	うち	集約化延長			

【土層改良計画（事業達成状況報告）】 (略)  
【定額助成補足説明資料（事業達成状況報告）】 (略)

別記様式第2号・別記様式第3号 (略)

別記様式第4号

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿  
(北海道にあつては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 )

都道府県知事名

事業変更申請書

別紙の地区について、農業基盤整備促進事業を変更したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）別紙5の第7の1に基づき、農業基盤整備計画を添付して申請する。

(別紙) (略)

別記様式第5号 (略)

別記様式第6号

番 号  
年 月 日

(新設)	(新設)				
------	------	--	--	--	--

【土層改良計画（事業達成状況報告）】 (略)  
【定額助成補足説明資料（事業達成状況報告）】 (略)

別記様式第2号・別記様式第3号 (略)

別記様式第4号

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿  
(北海道にあつては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 )

都道府県知事名

事業変更申請書

別紙の地区について、農業基盤整備促進事業を変更したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知）別紙5の第7の1に基づき、農業基盤整備計画を添付して申請する。

(別紙) (略)

別記様式第5号 (略)

別記様式第6号

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿  
北海道にあつては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

達成状況報告書

別紙の地区について、農業基盤整備促進事業を完了したので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）別紙5の第8に基づき、事業達成状況報告書を添付して報告する。

（別紙） （略）

別記様式第7号

番 号  
年 月 日

交付決定前着手届

農林水産省農村振興局長  
地方農政局長 殿  
内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事

〇〇（交付決定前着手が必要な理由）のため、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）別紙5第10の6に基づき、実施計画について、下記条件を了承の上、補助金の交付決定前に着手したいので提出する。

記

1～3 （略）

農林水産省〇〇農政局長 殿  
北海道にあつては、北海道開発局經由農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

達成状況報告書

別紙の地区について、農業基盤整備促進事業を完了したので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知）別紙5の第8に基づき、事業達成状況報告書を添付して報告する。

（別紙） （略）

別記様式第7号

番 号  
年 月 日

交付決定前着手届

農林水産省農村振興局長  
地方農政局長 殿  
内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事

〇〇（交付決定前着手が必要な理由）のため、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知）別紙5第10の6に基づき、実施計画について、下記条件を了承の上、補助金の交付決定前に着手したいので提出する。

記

1～3 （略）